

ハラスメント防止に対する方針

職場におけるハラスメントは、個人の尊厳を不当に傷つけ、
決して許されない行為です。

従業員の能力を十分に発揮することを妨げ、
会社にとっても職場秩序の乱れや生産性の低下を招き、
社会的評価に影響を与える問題です。

すべての個人が尊重され、
信頼のおける人間関係を構築し、
生き生きと働く「場」をつくることを目指します。

1. 当グループは、ハラスメントに関する法令はもとより各省庁の指針、ガイドラインを遵守します。
2. 当グループは、人権と個性、多様性を尊重し、多様な価値観を取り入れ、生き生きと働く場をつくることを目指します。
3. 当グループは、ハラスメント行為（パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、妊娠・出産・育児・介護休業等に関するハラスメント及びその他ハラスメント）や暴力行為、差別的な言動や尊厳を不当に傷つける行為を許しません。
4. この方針の対象は、役員、従業員のみならず、当グループに関係する全ての方を対象とします。関係する全ての方が良好で信頼のおける人間関係を構築できる職場を目指します。
5. 当グループは、ハラスメントを含む相談窓口(ヘルプライン)を設けており、具体的な事案が発生した場合には社内規則に基づき迅速かつ適正に対処します。相談者はもとより事実関係の確認に協力した方に不利益な扱いはしません。
6. ハラスメントの行為者に対しては賞罰委員会規程に基づき、懲戒処分を含め厳正に対応します。
7. 当グループは、啓蒙や研修を行いハラスメントの防止に努めます。